

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年7月 31 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900729 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000030 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成17年12月22日の標準賞与額を29万3,000円、平成18年12月20日の標準賞与額を19万1,000円、平成19年12月21日の標準賞与額を18万6,000円及び平成20年12月16日の標準賞与額を18万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月22日、平成18年12月20日、平成19年12月21日及び平成20年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月22日、平成18年12月20日、平成19年12月21日及び平成20年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成18年8月4日の標準賞与額を21万円、平成19年8月6日の標準賞与額を26万7,000円及び平成20年8月11日の標準賞与額を16万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月4日、平成19年8月6日及び平成20年8月11日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成18年8月4日、平成19年8月6日及び平成20年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 56 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 22 日
② 平成 18 年 8 月 4 日
③ 平成 18 年 12 月 20 日
④ 平成 19 年 8 月 6 日
⑤ 平成 19 年 12 月 21 日

- ⑥ 平成 20 年 8 月 11 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 16 日

私は、A社に勤務していた間、賞与を支給されており、銀行口座にも賞与が入金されていた。当時、賞与明細書を確認したとき、厚生年金保険料が引かれていたことを覚えている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦について、請求者から提出された預金通帳において、請求期間①から⑦に入金が確認でき、事業主は、当該入金はA社が請求者に支給した賞与であり、請求者の請求期間①から⑦に係る厚生年金保険料を請求者の賞与から控除していたと思うと回答しているところ、請求者及び同僚の預金通帳並びにオンライン記録において確認できる請求期間①の直前の平成 17 年 8 月 1 日の標準賞与額及び同僚の平成 20 年 12 月から平成 25 年 12 月までの期間に係る賞与明細書により、事業主の陳述する厚生年金保険料の控除方法について推認することができることから、請求者はA社から請求期間①から⑦に賞与が支給され、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主の陳述、請求者及び同僚の預金通帳並びに同僚から提出された賞与明細書により認められる厚生年金保険料額及び賞与支給額から、請求期間①は 29 万 3,000 円、請求期間②は 21 万円、請求期間③は 19 万 1,000 円、請求期間④は 26 万 7,000 円、請求期間⑤は 18 万 6,000 円、請求期間⑥は 16 万 8,000 円、請求期間⑦は 18 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑦までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては資料がないため不明と回答しているが、日本年金機構から提出された A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表により、請求期間①、請求期間③、請求期間⑤及び請求期間⑦において、事業主は賞与を支給していないと届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①、請求期間③、請求期間⑤及び請求期間⑦に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求者の請求期間②、請求期間④及び請求期間⑥について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、前述のとおり事業主は資料がないため不明であると回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第2000002号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年12月21日から平成3年11月1日まで

請求期間にA社の正社員として勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。自身と同時期に入社した同僚のA社に係る雇用保険被保険者証と給与所得の源泉徴収票があるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社（事業所整理記号＊、以下「請求対象事業所」という。）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の名前を記憶していること及び請求者が記憶する同僚のうち1名が請求者を記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、請求者が勤務したとする請求対象事業所の請求期間当時の事業主は亡くなっているほか、請求対象事業所の事業を引き継ぎ新規設立したと陳述しているB社（事業所整理記号＊）の事業主は、会社の経営が変わっており、請求者に係る在籍記録、勤務状況、賃金台帳等の資料はない旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が請求期間に居住していたと陳述するC市に課税記録の照会を行ったが、同市は保管期限が経過している旨回答しており、請求者の請求期間に係る社会保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者より同僚の請求対象事業所に係る雇用保険被保険者証の提出を受けていることから、請求者の請求対象事業所に係る雇用保険の加入記録を労働局に照会したが、請求対象事業所に係る請求者の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる当時の給与明細書等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。